感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核健康診断費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第６０条第１項の規定に基づく結核健康診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付及び手続きに関し、法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成１０年政令第４２０号）並びに大分市補助金等交付規則（昭和４９年大分市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助金の交付の対象となる経費は、本市の区域内に設置する法第５３条の２第１項に規定する学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下「学校等」という。）の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第３条　補助金の交付を受けようとする学校等の設置者（以下「申請者」という。）は、第２条の定期の健康診断（以下「補助対象事業」という。）が完了したときは、市長が別に定める日までに、結核健康診断費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）収支決算書（様式第２号）

（２）結核健康診断費補助金精算書（様式第３号）

（３）結核健康診断費選定額内訳書（様式第４号）

（４）結核健康診断受診人員内訳書（様式第５号）

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第４条　市長は前条の規定による申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び補助金額の確定をし、結核健康診断費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない方の額に３分の２を乗じ

て得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（１）別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄の規定により算出した基準額

（２）その年度の補助事業の総事業費から当該補助事業に係る寄附金その他収入額を控除した額

２　補助金は、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付請求）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、結核健康診断費補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月２６日から施行し、平成１９年４月１日以後に行った結核に係る定期の健康診断について適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核健康診断費補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う結核に係る定期の健康診断に係る補助金の交付について適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１６日から施行し、改正後の第６条第２項及び様式第７号の２の規定は、同年４月１日以後に行った結核に係る定期の健康診断について適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核健康診断費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際この要綱による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核健康診断費補助金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。